

岸和田市屋内プール整備運営等に係る基本計画策定支援及び事業者選定支援業務(アドバイザー業務)委託に係る質問と回答

No.	箇所	質問	回答	回答(公表)日
1	実施要領	P4》 7.(3) 提出方法及び p6》 9.(4)提出方法 提出書類は、データは不要、すべて『紙媒体』のみを指定された期日までに提出する、という理解でよろしいでしょうか。	質問票以外の提出物は全て「データでの提出は不要。紙媒体を提出。」です。	令和6年12月16日(月)
2	実施要領	P5》 9.(1) ② ※A4サイズの… 提案書の提出枚数および作成書面の向きについて指定はありますか。	提案書の提出枚数及び作成書面の向きについて指定はありません。	令和6年12月16日(月)
3	実施要領	P5》 9.(1) ② ※副本には… 副本は、市が参加者に付与した番号を記載する等の措置はなく、市が個々の提出物を目視で判別および管理するものと考えてよろしいでしょうか。	複数の参加者がいる場合に各参加者を識別することを目的として、副本については、市が参加者ごとに番号や記号等を付与し、当該番号等を提案書に記載します。	令和6年12月16日(月)
4	仕様書	P1》 4.支払い条件 完了払いの“完了”はP7の9、10より成果品及び委託業務完了届を市が受領することであり、その後に受注者が請求し一括支払いの流れ、という理解でよろしいでしょうか。	P7の9、10において規定する成果品及び委託業務完了届を受注者から市が受領し、市の検査合格をもって「完了」となります。その後、受注者が請求し一括で委託料を支払います。	令和6年12月16日(月)
5	仕様書	P4》 6.(1) ⑥基本計画図等の作成 本業務は、有資格者による設計業務、という理解でよろしいでしょうか。	当該業務に限らず、業務全体を通じて、業務履行のために必要な資格及び経験を有する者を配置等することが望ましいと考えます。なお、業務全体について、同種業務の従事経験がある管理技術者の配置は必須です。	令和6年12月16日(月)
6	仕様書	P6》 6.(2) ⑥2)審査資料の作成、基礎審査実施、審査委員会運営に係る支援 ①3回程度想定 of 審査委員会は、応募者数により回数が変動する性質の会議でしょうか。 ②事業者選定スケジュール案検討の材料とするため、3回程度想定 of 審査委員会につき、市の実績を踏まえ、委員招集～開催のタイミング及び所要日数をご教示ください。	審査委員会につきましては、概ね次のとおりの審議事項及び開催時期(タイミング)を想定しています。各回とも所要日数は原則1日で、計3回程度の開催と考えており、応募者数によって大きく日数や回数が増減することは想定していません。ただし、以下③につきましては、応募者が多数の場合、2日以上にわたり開催する可能性もございます。また、委員招集のタイミングにつきましては、審査委員会を開催する3週から5週間前を想定しています。 【想定する審議事項及び開催時期(タイミング)】 ① 審査体制、審査方法、実施要領案、要求水準書案等(個別対話を目的とした実施要領案等の公表前に開催) ② ①の資料も含めた事業者公募書類案等(事業者募集前に開催) ③ 応募事業者の選定審査(事業者の提案書提出後に開催)	令和6年12月16日(月)

岸和田市屋内プール整備運営等に係る基本計画策定支援及び事業者選定支援業務(アドバイザー業務)委託に係る質問と回答

No.	箇所		質問	回答	回答(公表)日
7	仕様書	P6》 6.(2) ⑦契約締結	“選定された事業者と協議のうえ契約締結を支援する”は“選定された事業者と市が協議のうえ契約締結の支援をする”と読み替えてよろしいでしょうか。	選定された事業者との協議主体者は市であることから、「選定された事業者と協議のうえ契約締結を支援」につきましては、「市が選定された事業者と協議のうえ契約締結することに関して支援する」ということを意図しています。	令和6年12月16日(月)
8	仕様書	P7》 9 (1)成果品の提出	成果品の印刷製本について仕様等の指定があればご教示ください。	仕様書に記載した内容以外につきましては、参加者の提案内容に基づき、市と参加者が協議のうえ決定いたします。	令和6年12月16日(月)
9	仕様書	P7》 11.業務の継続が困難となった場合の措置	発注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受注者が実行した範囲の業務費はお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。可能性として質問させていただきます。	業務委託契約書(案)第35条の規定に基づき対応することを想定しています。なお、契約書の内容につきましては優先交渉権者と協議のうえ決定します。	令和6年12月16日(月)
10	契約書	P4》 第6条(一括再委託等の禁止)	1項の“又は発注者が設計図書において”は“又は発注者が業務仕様書において”と読み替えてよろしいでしょうか。	業務委託契約書(案)第1条において、設計図書については仕様書を含むものと規定しております。第6条第1項における「設計図書」は第1条を踏まえて、その内容を理解してください。	令和6年12月16日(月)
11	契約書	全般》 業務契約書(案)	設計業務委託契約書に則した契約書(案)と見受けられます。本業務の契約段階には、市が最終確認した契約書(案)を受注者が再確認する前提、と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和6年12月16日(月)